

応募資料作成要領

1. 応募に必要な書類

応募にあたっては、以下の資料が必要となる。様式については、国土交通省のホームページ (https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_fr5_000098.html) よりダウンロードすることができる。

応募書類に使用する言語は、日本語とする。

- ① 「技術カタログの策定に向けた技術情報」申請書（様式-1）
- ② 技術概要書（様式-2）
- ③ 添付資料一覧（様式-3）
- ④ 添付資料
- ⑤ その他資料

※提出資料①、②、③はA4版とすること。ただし、④添付資料は原則A4版とするが、パンフレット等でA4版では判読できない等の不都合が生じる場合は、この限りではない。また、④添付資料には通し番号を付与すること。

※選定にあたって新たに必要となった資料の提出等を、応募者に求めることがある。

(1) Eメールでの提出の場合

①、②、③、④の資料は、PDFに変換し、各々ファイルを作成（ファイル名頭に ①～④を記載）し、提出すること。⑤の電子データも該当がある場合、提出すること。

(2) 郵送・持参による提出の場合

①、②、③、④はまとめて1部とし、左上角をクリップ等で留め1部提出すること。また、①～④に加え、以下電子データを1部提出すること。

【電子データ】：①～④の各電子ファイル(PDFに変換)、①～③のオリジナルデータ及び⑤の電子データを収めたCD-R・・・1式

2. 各資料の作成要領

(1) 「技術カタログの策定に向けた技術情報」申請書(様式-1)

1) 応募者は、以下の3つの条件を満足するものとする。

- ①応募者自らが応募技術の開発を実施した「民間企業」であること。
- ②応募技術を基にした業務を実施する上で必要な権利及び能力を有する「民間企業」であること。

なお、行政機関^{※1}、特殊法人（株式会社を除く）、公益法人及び大学法人等については、自ら応募者とはなれないが、共同研究者として応募することができるものとする。

※1「行政機関」とは、国及び地方公共団体とそれらに付属する研究機関等の全ての機関を指す。

- ③予算決算及び会計令第70条（一般競争に参加させることができない者）、第71条（一般競争に参加させないことができる者）の規定に該当しない者であること。並びに警察当局から、

暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

申請書のあて先は、「国土交通省 港湾局 技術企画課 技術監理室 宛」とする。

- 2) 「1. テーマ」は、「栈橋上部工の施工作业効率化に資する技術」、「吸い出し防止対策に資する技術」の何れかを記載すること。
- 3) 「2. 技術名称」は、30字以内でその技術の内容及び特色が容易に理解できるものとする。
- 4) 「3. 窓口担当者（選定結果通知先等）」は、応募にあたっての事務窓口・連絡担当者1名を記入すること。応募者が複数の場合は、応募者毎に窓口担当者1名を列記するものとするが、応募者の代表は最初に記載するものとする。なお、応募者が複数の場合は、選定結果の通知は、代表の窓口へ送付する。
- 5) 「4. 共同開発者」は、共同開発を行った応募者以外の民間企業、行政機関等について記入すること。なお、共同開発者がいない場合は、記入しなくてよい。

(2) 技術概要書(様式-2)

- 1) 「技術名称」は(様式-1)と同一のこと(技術名称は必須入力)。
- 2) 「問合せ先」は、会社名・担当部署、担当者名、連絡先(電話、E-mailアドレス)を記入すること。
- 3) 「技術開発・活用段階」は、「①室内実験段階」、「②現地実証段階」、「③直轄工事以外での採用段階」、「④直轄工事での採用段階」の中から、該当する項目を選び「○」を記入すること。
なお、「①室内実験段階」、「②現地実証段階」に「○」を記入した場合は、様式-3を作成し、その根拠となる添付資料-1を添付すること。
また、「③直轄工事以外での採用段階」、「④直轄工事での採用段階」に「○」を記入した場合は、11)「施工実績」において、具体的な工事件名・工事年度を記入すること。

※各項目の定義は以下のとおりとする。

「①室内実験段階」： 模擬的な環境下において、技術の基本的な機能・性能が実証された段階

「②現地実証段階」： 実際のモデル現場において、技術の基本的な機能・性能が実証された段階

「③直轄工事以外での採用段階」： 国土交通省発注の直轄工事以外（地方公共団体、民間等）での工事での採用実績を有している段階

「④直轄工事での採用段階」： 国土交通省発注の直轄工事での採用実績を有している段階

- 4) 「技術の登録状況等」は、応募技術に関して、新技術情報提供システム(NETIS)登録番号、港湾関連民間技術の確認審査・評価事業(ECPAT)認定番号、その他特許の取得状況等に関する情報を記入すること。
なお、特許等を取得している場合は、様式-3を作成し、その根拠となる添付資料-2を添付す

ること。

- 5) 「学術論文等」は、応募技術の成立性が確認できる学術論文等に関する情報を記入すること。
- 6) 「技術概要」の「概要」は、応募技術の開発経緯、技術の特徴等を簡潔に記入すること。その際、「新設」、「改良」、「補修」のどの段階で活用する技術であるのかについても明記すること。

なお、応募技術に関するパンフレット等がある場合は、様式-3を作成し、添付資料-3を添付すること。

- 7) 「技術概要」の「従来技術との違い」は、比較の対象とする従来技術、比較の条件をできる限り明確にした上で、「経済性」、「工程」、「品質」、「安全性」、「施工性」、「周辺環境への影響」の各項目に関して、記載可能な範囲で、できる限り定量的に記入すること。

「経済性」については、ライフサイクルコストの比較が可能な場合は、できる限り記載することが望ましい。

なお、「従来技術との違い」に記載した内容に関しての根拠を明らかにするため、必ず様式-3を作成し、その根拠となる添付資料-4を添付すること。

- 8) 「技術紹介URL」は、応募技術を紹介しているURLがある場合、URLを記入すること。
- 9) 「対象工種」は、港湾工事工種体系ツリー（参照：<https://www.mlit.go.jp/common/001284025.pdf>）で定められている工種から記入すること。
- 10) 「適用範囲」は、当該技術の適用可能な範囲、適用に当たっての留意事項等を記入すること。
- 11) 「施工実績」は、複数ある場合は、代表的な施工実績として、2実績程度を記入すること。なお、外部からの問い合わせに対応するため、出来る限り学術論文など、根拠資料があるものの実績を含むことが望ましい。
- 12) 「施工地域」は、施工した地域及び施工可能な地域を記入すること。
- 13) 「技術イメージ」は、技術がイメージできる図・写真等を添付すること。

(3) 添付資料一覧（様式-3）

- 1) 応募技術の説明に必要となる添付資料の名称を本様式に記入すること。
- 2) 添付資料-1は、技術概要書（様式-2）の「技術開発・活用段階」において、「室内実験段階」及び「現地実証段階」に「○」を記載した場合は必ず記入すること。
- 3) 添付資料-2は、特許等を取得している場合は必ず記入すること。記入できない場合は、その理由を添付資料名の欄に記入すること。
- 4) 添付資料-3は、応募技術のパンフレット等を作成している場合は記入すること。
- 5) 添付資料-4は、技術概要書（様式-2）の「技術概要」の「従来技術との違い」を記載した場合は必ず記入すること。

添付資料-1~4の中で該当する資料がない場合で、その他の資料を添付する場合は、添付資料-5から順に添付資料番号をつけるものとし、添付資料番号を繰り上げないこと。

(4) 添付資料

添付資料一覧(様式-3)に記入した資料について、添付すること。

応募する際の各添付資料の枚数は A4版各10枚(パンフレット等で片面コピーでは機能が維持できない場合を除き片面コピーを原則とする)程度とする。

なお、各添付資料の先頭に様式-3の表中の添付資料番号(例:添付資料-4)をつけること。

- ・添付資料-1: 技術概要書(様式-2)で、「室内実験段階」及び「現地実証段階」に「○」を記載した根拠が分かる資料(学術論文等の抜粋等)。
- ・添付資料-2: 特許等を取得している場合、公開特許公報のフロントページ(特許番号、発明の名称が記載されているページ)のみ添付すること。
- ・添付資料-3: 応募技術のパンフレット等
- ・添付資料-4: 技術概要書(様式-2)の「技術概要」の「従来技術との違い」に記載した内容の根拠が分かる資料
 - ※添付資料-4については、技術カタログの公表後、技術概要書に記載されている内容に関する問合せがあった際に、対外的に提供できる内容を整理しておくこと。
 - ※新技術情報提供システム(NETIS)の登録、港湾関連民間技術の確認審査・評価事業(ECPAT)の認定等を受ける際に、作成した資料等の抜粋でも可。
 - ※添付資料-3で根拠が分かる場合は省略可能。
- ・添付資料-5以降: その他の紙媒体の資料

(5) その他資料

その他応募技術の説明に必要な紙媒体以外の資料(動画データ等)があれば、電子データで提出すること。